

□■養成所ニュースプラス第 10 号 2023□■

前号の Test Info でお知らせしましたように、社会福祉振興・試験センター（以下、試験センター）から令和 6 年度（第 37 回試験）から適用する社会福祉士国家試験の出題基準（予定版）が公表されました。大きな変更点は、出題数が 150 問から 129 問に、科目群が 18 科目群から 6 科目群になったことです。第 35 期生は必ず確認してください。

今回は「権利擁護と成年後見制度」（現、「権利擁護を支える法制度」）から成年後見人の欠格事項についての問題です。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第 34 回問題 79】 次のうち、成年後見人になることができない者として、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 兄弟姉妹
2. 被保佐人
3. 解任の審判を受けた補助人
4. 本人の配偶者の成年後見人
5. 社会福祉法人

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・(34 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・(35 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。
- ・(35 期生) 見込書類（実務経験証明書）のさしかえについて
入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。
- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。
- ・スクーリングの詳細（実施要綱等）については、全受講生に向けて発送しています。届いていない場合やご不明な点がある際は、本養成所にお早めにお問い合わせください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第 36 回国家試験は、令和 6 年 2 月 4 日（日）です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1101464&c=3246&d=99c7>
 - ・第 36 回社会福祉士国家試験『受験の手引』請求窓口が開設されました。←New
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1101465&c=3246&d=99c7>
- ※上記 URL にアクセスし「3 申し込み手続き方法」を確認してください。
- ・社会福祉振興・試験センターより、「令和 6 年度（第 37 回試験）から適用する社会福祉士国家試験出題基準（予定版）」が公表されました。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1101466&c=3246&d=99c7>
 - ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。
詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1101467&c=3246&d=99c7>

■Plus Info

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1101468&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1101469&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

【受験対策ミニ講座第2号／国家試験ガイダンスで伝えたこと2】

大阪、仙台、東京会場の「国家試験ガイダンス」で伝えたこと、伝え切れなかったことを皆さんと共有していきます。今回は、自分に合った受験対策本を使うことです。特に福岡会場参加の皆さんは時間差が不利にならないようにお読みください。

前はスケジュールを立てることをお伝えしました。この1週間で検討し可視化したことと思います。今回は、何をを使って勉強するのかという話です。

各会場では、受験対策本を並べ、受験勉強の進度に合ったサンプルの例示、出版社による比較を伝えています。数ヶ月付き合うものですので、ご自身にフィットすることは大事です。やみくもに、あれもこれも買い集めて全部やり遂げたという話はまず聞きません。早めに軸となるものを選ぶことです。

スクーリング会場の皆さんからは、「どれを選んでいいかわからない」という話を多く聞きます。今まで、テキストを読み込めなかったという方には、解説が丁寧に書かれている過去問題集を薦めています。今からテキストを何回も読み込む時間はありません。知識をインプットし記憶に定着していくために過去問題集を使います。試験センターが示す幅広い出題基準のうち、出題された項目に絞り込んで取り組むという作戦です。

また、過去問題は覚えても意味がありません。全く同じ問題は出題されないからです。しかし、「同じような問題」は出題されるのです。そこで、特に基本的な知識を問う問題で、間違っている選択肢のどこを直せば適切になるか、合わせて考えることが有効な勉強方法になります。そのためには、丁寧な解説がないと理解できないと思います。試験センターは「厚生労働省の通知を踏まえ、基本的な知識を問う問題を増やす等の対応を行なってまいります。」と出題基準に加えています。

「一問一答問題集のようなコンパクトなものを既にお手元で持っている」という方もいます。一問一答形式は、それまでインプットしてきた知識を繰り返し出し入れすることで定着を図るのに最適です。しかし、インプットが足りないとただただ覚えるだけになってしまう危険があります。ご自身の受験勉強の進み具合を捉えて使ってみましょう。

それでは、どのように過去問を使って勉強したらよいのでしょうか。次回は、「過去問題集を使った勉強の方法」です。

【Plus Quiz 正答と解説】

この科目の成年後見制度の最近の動向では、最高裁判所事務総局家庭局による「成年後見関係事件の概況」から出題され、第30回からの6年間で4回出題と頻出問題です。今年3月に令和4年の統計が公表されましたので、傾向をみていきましょう。

成年後見関係事件の申立件数は39,719件で、類型は多い順に後見、保佐、補助となります。後見類型が最も多いのがポイントです。申立人と本人の関係では、市区町村長が23.3%で最も多く、本人が21.0%、本人の子が20.8%と続きます。市区町村長が最も多い傾向は、2020（令和2）年から続いています。本人は80歳以上が最も多く、開始原因も、認知症が63.2%を占め、知的障害、統合失調症の順となっています。成年後見人等と本人の関係は親族が19.1%、親族以外の第三者が80.9%で、内訳は司法書士、弁護士、社会福祉士の順となっています。他にも、社会福祉協議会等の法人や市民後見人も選任されています。

この問題は、後見人の欠格事由の知識を問うものです。民法第 847 条には、未成年者／家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、補佐人又は補助人／破産者／被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族／行方の知れない者と規定され、これは、補佐人や補助人、各類型の監督人にも準用されます。

1. × 兄弟姉妹は本人の親族で欠格事項に該当しません。
2. × 被保佐人は欠格事項に該当しません。
3. ○ 解任の審判を受けた補助人は、欠格事項に該当します。
4. × 本人の配偶者の成年後見は、欠格事由に該当しません。
5. × 社会福祉法人は、欠格事由に該当しません。

※成年後見の概要については、第 29、30、32、33、34、35 回でも出題されています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus